

毎週火・金曜日発行（当日が休日に当たるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があつた件	三三
○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件三件	三三
○保安林の指定をする予定である旨通知があつた件三件	三三
○道路の供用を開始する件	三四
○造成宅地防災区域を指定する件	三四
○落札者を決定した件	三四
○福島県選挙管理委員会	三五
○不在者投票のできる施設として指定した件	三五
○福島県人事委員会	三五
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	三五
○県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則	三五
○職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則	三五

告 示

福島県告示第四百二十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を令和五年七月四日から同年十一月四日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及びいわき市産業振興部産業チャレンジ課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年七月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
マルトSC草野店 福島県いわき市平下神谷字仲田百二十番ほか
- 二 変更した事項
 - 1 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名（設置者の変更一件）
 - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名（小売業を行う者の住所及び代表者の氏名 一件、小売業を行う者の退店 一件、小売業を行う者の出店 一件）
- 三 届出年月日
令和五年六月十四日
- 四 届出をした者
株式会社マルト
株式会社コメリ

（商業まちづくり課）

福島県告示第四百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があつた。

令和五年七月四日

福島県知事 内堀 雅 雄

- 一 保安林予定森林の所在場所
田村市船引町堀越字高森二六九の一から二六九の三まで、三二七の五二、三二七の五三、三二八の七九、三二九の一、三二九の一三、三二九の二三
 - 二 指定の目的
土砂の流出の防備
 - 三 指定施業要件
 - 1 立木の伐採の方法
 - (一) 主伐は、択伐による。
 - (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、田村市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び田村市役所に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百二十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町岩下数間沢一の一、一六、二一、二八、三〇

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百二十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和五年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

保安林予定森林の所在場所

南会津郡南会津町糸沢字深沢山三五六〇の一、三五六一

指定の目的

土砂の流出の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南会津町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

全課及び南会津町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第四百二十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

令和五年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

保安林予定森林の所在場所

南相馬市原町区下渋佐字大身九の三、四二の二、字後川三四一の四、三五三の四、字平一一の五、一一一の六、一一四の八、一一八の三から一一八の七まで、一一九の三から一九の五まで、一二〇の四から一二〇の六まで、一二三の三、一二六の二、一三一の二、一三三の二、一三四の二、一三六の二、一三八の二、一三九の二から一三九の五まで、一四〇の四、一四〇の六、一四一の四から一四一の六まで、一四三の二、一六三の二、一六三の三、一六四の五、字赤沼三三〇の二、三三二の二、二七二の六、二七五の一、二七八の一、二七九の一、二八〇の一、二八〇の七から二八〇の一〇まで、二八〇の二、二八一の一、二八二の二、二八二の四から二八二の七まで、二八三の一、三二六の四、三三八の一、三三八の二、三三九、三四〇、字湊一三二、一三六の一、一三八の一、一三九の一、一四〇の一、一四一の四、一四一の六、一四二の一、一四三の一、一五五の一、一五六の二、一五六の一、一五六の二、一五七から一六〇まで、一六一の二、一六一の三、一六二から一六四まで、一七三の二、一七七、一八五の七、二五四の三、二六〇の四、三〇五、三〇七、三〇八、三〇九の一、三〇九の二、三一〇の六、三一三の一、三一四の一、字大橋三六の六、三六の七、三八の二、三八の三、三九の二、四〇の二、四一の二、四二の二、四三の四、四三の七、四九の三、六〇の三、原町区菅浜字須賀前一一〇の一、一一一の一、一一一の二、一二九の一、字東蔵前七三の一、七三の二、一〇三の一、一〇四の一、一〇五の一、一〇五の五、一〇六の一、一〇六の二、一〇七、字北畑一の三、一の六、二の二

指定の目的

潮害の防備

指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(一) 主伐は、択伐による。

(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、南相馬市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び南相馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福島県告示第四百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県北建設事務所で令和五年七月四日から二週間一般の縦覧に供する。
令和五年七月四日

（森林保全課）

福島県知事 内堀雅雄

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道国見福島線	伊達市堀切端一番一地从先から 同市鶴田三〇番五地先まで	令和五年七月四日

（道路計画課）

福島県告示第四百二十六号

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第四十五条第一項の規定により、造成宅地防災区域を次のとおり指定する。
令和五年七月四日

福島県知事 内堀雅雄

区域名	区域	区域の範囲
高塚団地	会津若松市河東町南高野字高塚地 内	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面を福島県土木部都市総室まちづくり推進課、福島県会津若松建設事務所企画調査課及び会津若松市役所に備え置いて縦覧に供する。）
（まちづくり推進課）

公 告

公告第138号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

令和5年7月4日

福島県知事 内堀雅雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
搾乳ロボット排水処理機械 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日
令和5年6月9日
- 4 落札者の氏名及び住所
中央オリオン株式会社 宮城県仙台市若林区鶴代町1番68号
- 5 落札金額
66,000,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和5年4月14日

（入札用度課）

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会告示第四十三号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六六条、第六十四号、第六十七号又は第六八十四号において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、令和五年六月二十日次のとおり指定した。

令和五年七月四日

福島県選挙管理委員会

委員長 遠藤 俊博

施設の名 称	施設の 所在地
特別養護老人ホーム 飯野ふるさと村	福島市飯野町大久保字古枝四一番一

福島県人事委員会

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月四日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十三号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員に係る管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年福島県人事委員会規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別表須賀川市の項中「秘書広報課長補佐 財政係長」を「秘書広報課長補佐 行政経営係長 財務係長」に、「公民館 館長」を「コミュニティセンター 所長」に改め、同表相馬市の項中「福祉事務所 所長」を「福祉事務所 所長」に改め、同表南会津郡只見町の項中「振興センター 振興センター長」を「振興センター 振興センター長」に改め、同表西白河郡西郷村の項中「課長 室長」を「課長」に改め、同表東白川郡塙町の項中「農業委員会事務局 事務局長」を「農業委員会事務局 事務局長」に改め、同表双葉郡大熊町の項中「連絡事務所 所長」を「連絡事務所 所長」に、「幼稚園」を「こども園」に改め、同表田村広域行政組合の項を削る。

この規則は、公布の日から施行する。

（総務審査課）

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月四日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十四号

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則の一部を改正する規則

県に公平委員会の事務を委託している地方公共団体の職員の退職管理に関する規則（平成二十八年福島県人事委員会規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

別表中「相馬方部衛生組合 田村広域行政組合」を「相馬方部衛生組合」に改める。

（総務審査課）

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年七月四日

福島県人事委員会

委員長 齋藤 記子

福島県人事委員会規則第十五号

職員の採用試験に関する規則の一部を改正する規則

職員の採用試験に関する規則（昭和五十七年福島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

「建築

主として建築に関する知識又はその他の能力を必要業務に従事することを職務

主として薬学に関する知識、技術 又はその他の能力を必要とする業 務に従事することを職務とする職	薬学	主として薬学に関する知 又はその他の能力を必要 務に従事することを職務
識、技術 とする業	心理	主として心理に関する知 又はその他の能力を必要 務に従事することを職務
識、技術 とする業		
識、技術 とする業		
識、技術 とする業		
別表第三福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項受験資格の欄第一号中「薬学以外のもの」を「行政事務、農業土木及び土木」に改め、同欄第二号を次のように改める。		
二 建築		
試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者のうち次に掲げるものであつて、建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第五条の規定による一級建築士の免許を有するもの		
ア 民間企業における職務経験を五年（二年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除く。）以上有する者		
イ 試験機関がアに該当する者と同等の資格があると認める者		
別表第三福島県職員（民間企業等職務経験者）採用候補者試験の項受験資格の欄に次の二号を加える。		
三 薬学		
試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者のうち次に掲げるものであつて、薬剤師法第七条の規定による薬剤師の免許を有するもの		
ア 民間企業における職務経験を五年（二年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除く。）以上有する者		
イ 試験機関がアに該当する者と同等の資格があると認める者		
四 心理		
試験告知の日の属する年度の四月一日における年齢が五十九歳未満の者のうち次に掲げるものであつて、公認心理師法第四条の規定による公認心理師の資格を有す		

るもの
 ア 民間企業における職務経験を五年（二年未満の就業期間及び一月を超える休職、休業その他の職務に従事していない期間を除く。）以上有する者
 イ 試験機関がアに該当する者と同等の資格があると認める者
附 則
 この規則は、公布の日から施行する。
 （採用給与課）